

令和5年度（2023年度） 第4回 吹田市子ども・子育て支援審議会会議録（要旨）

開催日	令和5年11月24日（金）	開催時刻	午後6時30分～午後7時30分
場 所	メイシアター 3階 レセプションホール		
出席者	埋橋委員、夏目委員、上野委員、孫田委員、福本委員、寺廣委員、藤井委員、武内委員、水木委員、水田委員、山根委員、西川委員		
事務局	<p>【児童部】 北澤部長 子育て政策室： 今井室長、湊崎参事、松永参事、伊藤主幹、木戸主幹、瀬村主幹、澤田係員 子育て給付課： 上田課長 家庭児童相談室：岸上理事、中谷参事、中井主幹、河合主査 保育幼稚園室： 中村室長、武田参事、萩原参事、堀主幹 のびのび子育てプラザ：曾我所長 こども発達支援センター：堀センター長</p> <p>【健康医療部】 母子保健課：久本参事</p> <p>【地域教育部】 青少年室： 小川参事 放課後子ども育成室：堀室長、国本参事、中村参事</p>		
傍聴者	1人		
案 件	<p>(1) 吹田市こども計画の策定に係るニーズ調査の質問項目について (2) 高城児童会館の移転整備等について (3) 保育所整備計画（南吹田4丁目）について (4) 吹田市留守家庭児童育成室の運営業務委託に係る委託候補育成室の選定について (5) その他</p>		

事務局

ただいまから、令和5年度第4回子ども・子育て支援審議会を開催いたします。
[会議成立及び傍聴者、資料の確認を行った。]

会長

それでは、議事に入ります。審議案件(1)「吹田市こども計画の策定に係るニーズ調査の質問項目について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局

(説明)

会長

説明が終わりました。質問、意見等はありませんか。

A委員

21ページの誰でも通園制度のことが市の独自の視点で書かれているのですが、これだけを見たらまだまだ国の方でも定まっていない、また市の方でも定まっていない制度の中でこの名前だけを取り出したら非常に保護者の方が困惑するのではないかと思います。

本来ならば市の方でもこの前協議したのですが、集団生活、集団での子供の育ちを保障するという点で誰でも通園制度があるみたいなのでは、やっぱり保護者の方に聞けば、子育て支援の視点をもって誰でも通園制度ができたのではないかと勘違いされる方もいらっしゃると思いますので、入れるのか入れないのかをご協議いただきたいと思います。

事務局

今ご指摘いただきました内容につきましてまたこちらでも協議を進めながら、最終、形を整えさせていただきますと思います。

会長

他にございませんか。

B委員

この概要の2番の調査対象者及び標本数なのですが、1と2それぞれ未就学児とそういう小学生になっています。吹田市の何世帯のうち3,000票ということですから何%ぐらい調査されるのかそれぞれお答えいただけませんか。

事務局

こちらの調査する世帯数なのですが、3,000票という形になっておりまして、総世帯数というよりは抽出された3,000票の中で60%程度の回答を目標とさせていただいているという形で、国から示されているものでございます。

B委員

吹田市の中の世帯の中から3,000、聴取するという点ですけれども3,000票が例えば1万世帯であって、3,000票なら3割という感じなのですが、2万3万世帯、そんなに無いと思いますけど、その一割か二割か調べてもというふうに調査の仕方がいろいろあると思うのですが、どれぐらいの世帯のご意見が反映されるのかなというのが知りたいなと思います。これが終わってから大体、こうでしたというのがあると思うのですが、その辺も次、調査された時に何かそういうものが出していただけたらと思います。

それがあれば、大体の吹田に住んでいる世帯の意見が吸収できたのかと思えるのかなと思いますので、また結果の時でも結構ですが、お知らせいただけたらありがたいと思います。よろしくをお願いします。

事務局

ご意見ありがとうございます。結果の時にはお示しをさせていただきたいと思います。

会長

他にご意見はございますか。

C委員

毎年かどうかお聞きしたいのですが各設問で、封筒の宛名のお子さんで、就学の方に関しては宛名のお子さんというのがこんがらがるような感じですけど例えば前提的にね、封筒の宛名のお子さんっていうのを、今後、お子さんというふうにしたほうがいいのではないですか。毎年こういう設問になっているのですか。あとこれは前回とった時もそうですが、結局、3,000世帯に取ったとしても回答率が、100%というわけではないと思います。

だからさらに薄まってしまっている部分があるので、例えば今回インターネットというこ

となので、何か特典とかがあったら、みんな答えやすいと思ったりするのですけれども、独自のサービスがあればラッキーみたいな感じですが、その辺どうお考えでしょうか。

事務局

まず、封筒のところの部分ですが、これは5年前も同じで、国・府の作り込みの仕方がそうなっておりますので、保護者様のお名前とお子様のお名前を記載させていただいております。その封筒のお子様の事についてという形でご設問になっておりますので、この形は従前から同じスタイルになっています。

特典はなかなか難しいところではあるのですが、Webということで、一定回答しやすいところが、今回見込めるといところで、当初はもともと紙だけだったわけでございますけれども、やはり時代の変化に応じて、今回Webということで、おっしゃっていただいている観点も一つあるとは思っておりますが、今のところはそのまま進めさせていただきたいと考えております。

会長

他にございますか。

D委員

同じ内容にはなるのですが、60%程度の回答目標ということですが、これはその何%下回ったら無効になるみたいなことはあるのでしょうか。

事務局

国の方針に基づいて60%程度を目標にするということになっておりますので、下がったら罰則があるとかそういうところではございませんけれども、60%程度書いてもらわないとしっかりとしたニーズ分析ができないといところと考えております。

会長

他にございませんでしょうか。

副会長

支援に関するニーズ調査の方で、母親、父親と言うように、母親から絶対最初に尋ねているのは、子育て支援が必要なのは主に母親だからという認識でいいのでしょうか。全然意識しなかったのだから知らないのですが、最近母親から書く感じでしょうかという、素朴な疑問です。

事務局

ご質問いただきましたが、母親の方が先に来るか、父親の方が後になるかというところにつきましては、特にこちらも国や府に確認したわけではありません。

特にこうするとかはないのですが、雛型で送られてきている調査票がこういう形になっているものでございます。

会長

他にございますか。

E委員

初歩的な質問ですが、就学前の子のアンケートというのは、0から5歳でしょうか。それであれば、21ページの34番のこども誰でも通園制度というのは、私は聞いているのは0、1、2歳が対象と聞いているのですが、3、4、5歳にはこの質問は合うのかどうかという点です。

事務局

今、ご質問いただきました内容ですが、就学前というのは5歳児までと考えております。

この21ページの誰でも通園制度につきましては、設問で、2歳以下のお子様がいいらっしゃる方ということで、お伺いさせていただいております。選択肢が分かれておりますので、そこは混同しないように気をつけさせていただきたいと思っております。

事務局

こども誰でも通園制度は、おっしゃる通り、0から2歳までの子供さんが今、国は対象とっておりますので、今回の調査についても21ページの項目では、2歳以下の子供さんということでお示ししているのと、1ページのところの間3のところ、子供さんが何年、何歳かというのを、間3のところ把握できますので、集計をきちっとさせていただければと考えております。

E委員

わかりました。それであれば、もう少しアンケートの人数を増やしていただくほうが、0～2歳の対象の答えがもっと明らかになると思っております。

事務局

先ほどA委員からもご指摘いただきました点でございますけれども、おっしゃる通り国の方

としてもまだ制度の詳細が決めきれていない状況ですので、適切に調査をするという面では難しい面も現在はあるということは承知しております。

吹田市のように保育所等に今現在0、1、2歳でなかなか空きがない市町村と、地方都市では比較的空きがあるところでは大分状況も違うということも考えられます。

現在の状況でありますけれど、吹田市としてのニーズを一定把握していくことは有効だということで考えておりますので調査自体はさせていただきたいと考えています。ただ、その後国の方でまた制度詳細が発表されたり、内容がこれから変更になることもあろうかと思うのですが、その対応はまた計画を作っていく上では、その点を加味して考えていきたいと思っております。

会長

他にございませんでしょうか。

B委員

こども誰でも通園制度なのですが、まだ具体的に決まっていないとのことですが、今回質問するにあたって、例えば無償だったら入れたい、有償だったら嫌だとかいろいろあると思うのですが、そこも具体的に決まっていないのですか。地域子育て支援センターのような扱いであれば基本的に無償でみんな集まってくると思いますが、そういう扱いではないのでしょうか。

事務局

まだ詳細が決まっていないのですが、こども誰でも通園制度について、現在国の方は、新しい給付制度を創設するというのと、利用費については一定施設の方で徴収するというのを想定しておられるようです。

ただ具体的に収入が少ない方からは全く取らないのかとか、その辺の詳細がまだ示されていない状況でございます。

B委員

それでしたら、その辺の内容も踏まえて書いた上でのアンケートの方が、多分的確な回答が出てくると思います。有償か無償かわかりかねますと言ったよりはいいのかなと思います。

事務局

設問の34番のところではサービスの利用にあたっては一定の利用料が発生する場合がありますと、記載をしているところでございます。

会長

他にございますか。

A委員

今、他の委員の方からもありましたようにこの制度については、子育て支援という視点で見られるケースが多いのですけれども先ほど申し上げたように、国の方でも意義としては集団生活をしていない子供たちの子供の育ちの観点、視点を当てたものでございますので、説明が不十分であるならば、誤解を招きかねないことにもなるだろうと思っております。

それと1ページ目の問6府の設定なので特に変更できないと思うのですが、1番目に、保育所など子供を預かってくれる環境が整えれば持ちたいというように保育所に導くがごとく、一番上に来ているのです。

2番目の収入が増えれば持ちたいということで作想的ではないかもしれないのですけれども答えを導くような例題の出し方というのはどうかと思います。

事務局

今おっしゃっていただきました問6の1の回答の順番なのですけれども。順番自体は入れ替えさせていただくことは差し支えないということをお大阪府に確認させていただいておりますので、導くような感じになっている部分は、回答の順番等を含めて検討させていただきたいと思っております。

会長

他にございますか。

F委員

標本数の3,000票という部分ですが、やはり根拠を教えたいなということと、60%の回答率ということですのでけれども、ネットの回答だと、そこから篩にかけないといけないと思いますので、かなりへビーな感じがするのです。資料としてもらった瞬間もすぐく文字がぎっしり入っていて、これだけの設問にすべて答えるっていうのが難しいというふうを感じる人が多

いのではないかというふうにも感じますので、なぜ3,000票かと、どれぐらいの回答で十分な統計学上の有意義な数字になるかということをもう一度考えていただけたらと思います。

会長

他にございませんか。

D委員

ずれていたら申し訳ないのですけれども、このニーズ調査が出るということで、期待していたところというのが、私の勘違いしているところもあったのですけれども、子育て支援に関するということで、基本的に養育者の方向けということで、今後、こども計画を策定していくにあたりとか、どのタイミングで子供達の声というのはどう反映されるのかというのが気になっておりました。

実際就学児童とかであれば留守家庭児童が、今どういうふうに使っているのかとか子供達の意見というの、聞ける所は無いのかとか、子供たちの意見を聴くタイミングは他にあるのかなというのを伺いたいです。なぜこんなこと申し上げるかということ、実際、留守家庭児童育成室で待機児童が出てしまって、キッズスクエアという新しい新規事業が動いていく中で、昨年度、子供達の学級から、子供達が手紙を寄せたということも聞いております。そういった声というのは、どういうふうに反映されていくのか、当事者の声を聴くというのは昨今の流れの中でもあるかと思うのですけれども機会をどういうふうにご検討されるのかをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

事務局

おっしゃっていただいた子供の意見を取り入れる取組というところがございますけれども、確かにこども基本法では子供の意見聴取へ配慮というところがございますが、今回調査させていただくのは、あくまで提供量という量の見込みの部分のところの調査でございますので、今後、お子様の意見をどのように聞いていって、どのように反映して行くかというのは、我々も一つの課題であるということで認識しております。今後計画策定を進めていく中で、またいろいろお示し、ご相談させていただくことになろうかと思っております。

会長

他にございませんか。

事務局

先ほどから、標本数の話を皆様からいただいておりますので、その部分を改めてご確認をさせていただきます。大体10%程度の標本数になるようにというところでございます。ただ、この正確な数字というところが今はちょっとお示しをさせていただくことができませんので、先ほどの委員のお話もございましたけれども、結果の時にこういう形でお示しをさせていただくことはできると考えております。

会長

他にございませんか。

G委員

標本数の件は国のガイドライン等々で示されているという点はわかりました。最後60%以内の回答を目指すというところで、このようにネットの回答にさせていただいて回答しやすいと思うのですけれども、60%を切ったとしても罰則はないという話でとまっていたと思います。

このニーズ調査の見込数というところで結構なビッグデータを収集するにあたって、例えばないとは思いますが、回答率20%とかになった場合でも、再調査をすると言いますか、このままこの数字を結果として分析されていくのかをお聞きしたいと思っております。

事務局

あくまで他市の状況を見ましても20%とかいう極端な例はなかなかございませんので、ネットでさせていただくにあたりましても、市報やホームページでありますとか、またはツイッターでありますとかそういうところで回答にご協力いただくために周知徹底して参ります。

おっしゃっていただいたように、かなり離れた結果になりますと、ここについては大阪府と協議の上どうさせていただくかというところの判断になって参ると思います。全体としましては令和5年度中に一旦はニーズ調査の結果をお出しするということでございますので、結果によっては分析が不十分というところも十分あり得ると思います。その点の部分につきましても留意し、進めさせていただきたいと思っております。

会長

他にございませんでしょうか。私の方からもお尋ねしたいと言いますか、3,000票で抽出されたということなのですが、例えばこれが手元に来たときに、隣の人には来ていないけれども、自分のところには来ているのは、なぜやと、そういうのは出てくると思います。それとできるだけ回答率を上げるっていうのは、必須の命題なので、見たときに、どういう理由であなたのところに届いたのかっていうことが簡単に触れられ、ぜひご協力をというか、その回答へのモチベーションを上げる文章が、この鑑文といいますか、最初に要るのではないかと思います。

それと、これは、個人情報というところを処理するのではなくて、全く特定されない形でご意見をいただきますというか、そのような調査の場合は、個人は特定されませんよっていうただし書きが入るので、そこも、参考に調査するときは、必ず書くものでしょう。だから、こういう理由であなたが抽出された、そしてまた、結果と個人は特定されないということは少しわかりやすく書く必要があるかと思えます。個人が特定されないので、謝礼も差し上げられないっていうこともわかっていただけたらと思います。

一応そういう鑑文というかお願いの文章のところの少し補足していただきたいなということと、すごいへビーでこんな最後までたどり着くのか、一度市の職員の方もやってみたらどうですかと言いたいようなところで、できるだけ簡便というか、何でこれが必要なのかということ、考えていただいて、削除できるところは削除して、できるだけ答えやすいようにお願いしたいと思えます。

それともう一つ、たくさんあって申し訳ないですけど、先ほどのこども誰でも通園制度のところ、回答の選択肢で、「子供が家庭生活以外の経験をすることができる」というのでは子供自身のためということが弱いような気がします。「子供自身の人間関係を豊かにする」とか、子供の立場からも良いものであるみたいなことが、もう一つぐらいあってもいいというのが一つと、先ほどこの費用があればどうだとか何とかっていうのは、一応「一定の利用料が発生する場合があります」と書いて、このなんぼかかるかわからんから、ちょっとわからないというような気持ちを吸収する項目がないかなと思うのです。だからここで例えば34-3のところを利用してと、費用が心配であるとか、幾らかかるか不明であるとか。その設問があると、そのあたりの意向が吸収されるのではと思います。

事務局

1点目ですが、今おっしゃっていただいている通りでして、5年前もご依頼させていただくにあたって、個人情報収集、回答いただく目的でありますとか、ご説明をさせていただいております。今回お示しさせていただいているのは、調査票の案ということになりまして、設問の案になっておりますので、これを送る段階で改めてご依頼文をつけさせていただきます。その中でおっしゃっていただきました内容を補足させていただいて、回答していただくモチベーションの向上につなげたいと考えております。

もう1点、設問数が多いというところで、こちらの方は削除可能な部分を、含めて載せさせていただいておりますけれども、できるだけお手間がかからないような、削除可能とされている部分につきましては削減する形も含めまして、回答していただきやすいようにさせていただきたいと思えます。

最後に誰でも通園制度の設問項目についてご質問をいただいておりますが、他市の状況等を調べまして、この制度はやはり先ほど担当所管からもお答えさせていただいておりますように、詳細がわかっていないところ、明らかになっていない部分もございます。

そのため我々が確認している限りでは、大阪市、徳島市、この2件だけが確認できたところでございます。まだ調査開始まで期間もございますので、今までいただいた御意見等も含めまして、設問内容等も含めて調整をさせていただきたいと思えます。

会長

他によろしいでしょうか。

では次に、報告案件（1）高城児童会館の移転整備等についての説明をお願いします。

事務局

（説明）

会長

説明が終わりました。ご意見・ご質問はございますでしょうか。

B委員

この平面図で確定ですか。

事務局

こちら設計段階の図面になっております。少し変わる部分がもしかしたら工事の段階であるかもしれません。

会長

他にございますか。

次に報告案件（2）保育所整備計画南吹田4丁目についての説明をお願いします。

事務局

（説明）

会長

説明が終わりました。質問、意見等がありましたら、お願いします。

B委員

事業計画地の西北の角ですが、道路向かいに保育園があります。

既存の保育園の近くにまた保育園ができると、実際、開業が10年ということなので、その時の子供の状況というのは最大で625戸の子供が入ってくるのですけれども、その周りの子供が少なくなった時に、この新たなところばかり入園して、先にあった保育園の方に影響が出ないか、きっちりとした協議が行えているのかというのを確認したいのです。

事務局

確かに、直線距離にして約300m程度のところに、既存の私立の認定こども園がございます。

この地域におきましては、今後、人口自体は少し減っていくように見ておりますけれども、保育ニーズが非常に高くなっておりまして、このマンションができるタイミングやその後につきましても、一定の大きな保育需要というものが生まれるものと見ておりますので、現在のところ直ちに施設が余るような状況はないと見ております。

会長

他によろしいでしょうか。

次に、報告案件（3）吹田市留守家庭児童育成室の運営業務委託に係る委託候補育成室の選定についての説明をお願いします。

事務局

（説明）

会長

説明が終わりました。質問、意見等がありましたら、挙手をお願いします。

D委員

すでに12か所が民間委託されていると思うのですがこの選定基準は今回に限ってのことなのか、これまで同様に基準は同じなのでしょう。保護者の中でもどういう基準で選ばれているのかと結構疑問を持たれる方も多いので、教えてください。

事務局

こちらに示している選定基準につきましては、委託の取組自体が平成27年度から始まりまして、一旦、令和3年度の段階で12ヶ所というのが終了しました。その次に、更に8ヶ所拡大するというのを決定した時に改めて設定した基準になっておりますので、それまでに選定したところには該当しないところもあるかと思えます。

この選定基準がすべて当てはまる場合もあるでしょうし、選定に当たっては、そういった観点を総合的に勘案して決めていくということになります。

会長

他にございますでしょうか。

G委員

業者の選定というところで、この関係は福祉部の方の話になるかもしれないのですけれども、ニュース報道で指定障害児通所支援事業者の方が逮捕された事業者は以前に吹田市から行政指導を受けています。この事業者と代表者は違うのですが、所在地が全く一緒の事業者が、以前、高槻市で指定障害児通所支援事業所をされていたそうです。吹田市で留守家庭児童育成室で委託されている事業者に、代表者は違うのですけれども実質はほぼ同じ事業者とか、行政処分とか行政指導を受けている法人というのが無いという理解でよろしいのでしょうか。

それと、児童福祉施設等監査結果報告書で、1ヶ所だけこども園が特別監査があったということが記載されていますけれども、そのような監査があった法人はネットで見たらすぐに確認で

きると思いますが、そのような確認をこれからされる予定があるのでしょうか。

事務局

今の受託している事業者の中には、そういった取扱を受けているところがないと認識しております。

事業者選定において、明確にそういった項目は設けていないのですが、把握できる範囲では確認していきたいと思っております。

会長

よろしいでしょうか。他に、質問、御意見等がありませんので審議案件（１）及び報告案件（１）から（３）の報告案件は終了させていただきます。

最後に、報告案件のその他について事務局からお願いします。

事務局

組織改正について説明

会長

御質問、御意見はありますでしょうか。ないようですので、次回の日程についてお願いします。

事務局

（次回の日程調整）

会長

それでは本日の審議会は、これで終了します。